

第6章 県の行動計画

1 県の役割

「第1章 4プランの基本事項」に記載したように、県はごみゼロプラン推進のためリーダーシップを発揮し、広域的な見地から積極的に取り組むとともに、「基本方向ごとの取組」に掲げられている役割を主体的に果たします。

2 県の主な取組

(1) 「ごみゼロ社会実現プラン」の周知・啓発

「ごみゼロ社会」の実現には、ごみに関わる全ての主体の実践が必要であり、その実践の指針となるものが、ごみゼロプランです。そのため、各主体がこのプランを十分理解し行動することが重要な鍵であり、積極的にこのプランの周知・啓発を行います。

(2) 県庁舎等における「ごみ減量化」に向けての取組

現在三重県では、環境への負荷を継続的に改善するため、本庁と全ての県民局の施設においてISO14001に基づき、「用紙類の削減」、「廃棄物総発生量の削減」、「リサイクルの推進」など継続的な環境負荷の低減に取り組んでいます。

今後も「ごみゼロ社会」の実現に向けて、県の率先行動としてより一層のごみ減量化に取り組んでいきます。

(3) 推進のマネジメント

「第5章 3プラン推進のマネジメント」に記載したように、ごみゼロプラン推進のマネジメントを行います。環境行政を所管する部門だけでなく、農林水産業や商工業を所管する部門、教育を所管する部門、試験研究を所管する部門等においても、ごみ減量化の視点を取り入れながら施策を実施するとともに、それぞれの取組の相互評価を行うなど横の連携を確保しつつ、県行政が一体となって総合的にこのプランを推進していきます。

(4) モデル事業等の実施

ごみ減量化に向けた先駆的、先進的なモデル事業を市町村等との協働により実施し、その検証を行った上で、ごみゼロプランへ反映します。また、県独自に減量化等可能性調査などを実施し、その効果及び問題点を整理し、具体的な取組の提案を行います。

【モデル事業等のテーマ】

- ・ 生ごみの再資源化のための地域システムの構築
 - ・ 家庭系ごみの有料化の推進
 - ・ LCA等新たなごみ処理システムの評価手法の活用促進
 - ・ 環境学習、環境教育のためのツールやプログラムの開発
- など

(5) 市町村・事業者等への支援等

ごみゼロ社会に向けての取組を行う市町村、事業者等に対して、情報提供のみならず、財政的支援、コーディネート、仕組みの提案などを行います。

(6) 広域的な取組の推進

市町村の枠組みを超えた取組や近隣府県と連携した取組を推進します。

(7) 政策提言・要望

ごみゼロプランを着実に推進するために必要な法制度の改正等、国や関係者に対する政策提言・要望を積極的に行います。

3 ごみ処理施設の整備の方向

20年後においても、再使用や再生利用ができなくやむを得ず焼却処理する必要がありますが、従来のような単純な焼却ではなく、可能な限り熱回収が行われ、エネルギーとして有効利用されることが重要です。

こうした処理施設については、技術面や費用面、市町村・地域ごとの実情、整備時期等を総合的に勘案する必要があり、その具体的な内容については、市町村の一般廃棄物処理計画において具体的に位置付けられますが、市町村の区域を越えた広域的な処理体制の再構築も必要となることから、県においても、そのあり方について検討していきます。

なお、三重ごみ固形燃料発電事業については、合併後の市町村のごみ処理状況、ごみゼロプランの進捗状況、既存施設の耐用年数などの諸条件を踏まえ、関係市町村等との十分な議論を行い、平成18年度中を目指として、その方向性について整理していくこととしています。